



福県医発第 1926 号（地）
平成 22 年 1 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
（ 公 印 省 略 ）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条
第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令について

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条
第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令（平成 21 年厚生
労働省・農林水産省第 2 号）が公布、施行され、厚生労働省健康局長結核感染
省課長を通じ、日医より別添のとおり通知がありましたので、ご連絡いたしま
す。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各
位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件の概要等は下記のとおりです。

記

1. 概要

一定の手続下において、サルを輸入できる地域にカンボジア王国を追加した。

2. 留意事項

今後、農林水産省においてカンボジア王国政府と衛生条件を締結することと
されており、同国からのサルの輸入はそれ以降可能となるものであること。

3. 施行期日

公布日（平成 21 年 12 月 22 日）から施行する。

(地Ⅲ217)

平成21年12月28日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条
第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条
第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令（平成21年厚生
労働省・農林水産省第2号）が公布、施行され、厚生労働省健康局長結核感染
症課長より各都道府県衛生主幹部（局）長等宛通知がなされ、本会に対しても
周知方依頼がありました。

本件の概要は下記のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、管下
郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申
し上げます。

記

1. 概要

一定の手続下において、サルを輸入できる地域にカンボジア王国を追加した。

2. 留意事項

今後、農林水産省においてカンボジア王国政府と衛生条件を締結することと
されており、同国からのサルの輸入はそれ以降可能となるものであること。

3. 施行期日

公布日（平成21年12月22日）から施行する。



健感発 1 2 2 2 第 1 号
平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日

社団法人 日本医師会感染症危機管理室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四
条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令
について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号
の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令（平成 2 1 年厚生労働
省・農林水産省令第 2 号）が、本日公布、施行されたことから、別添のとおり
各自治体あて通知したところです。

つきましては、本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知に
関し、特段のご配慮をお願いいたします。



健感発 1222 第 1 号
平成 21 年 12 月 22 日

各
都道府県
政令市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四
条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令
について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号
の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働
省・農林水産省令第 2 号）は、別紙のとおり、本日公布、施行されたところ
である。

その概要等は、下記のとおりであるので、了知の上、関係者に対して周知
いただきたい。

記

1 概要

一定の手続下において、サルを輸入できる地域にカンボジア王国を追加
した。

2 留意事項

今後、農林水産省においてカンボジア王国政府と衛生条件を締結すること
とされており、同国からのサルの輸入はそれ以降可能となるものであること。

3 施行期日

公布日から施行する。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（厚生労働・農林水産二）

〔規 則〕

○人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（人事院九一五五―一〇一）

〔告 示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務五九七）
○戸籍の一部が滅失した件（同五九八）
○日本国に帰化を許可する件（同五九九）

○円借款の供与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務五八〇）
○食品衛生法に基づき登録検査機関を登録した件（厚生労働四九八）
○食品衛生法に基づき登録検査機関の登録事項の変更の件（同四九九）

○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所の所在地の変更の件（同五〇〇）

○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（農林水産一八三三）

○保安林の指定施業要件を変更する件（同八三三、一八四〇）

○保安施設地区の指定をする件（同八四一、一八四二）

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三五七）

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同三三八）

○水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準の一部を改正する件（環境八三）

○道路に関する件（中国地方整備局二〇、一二一）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 最高裁判所 北海道 東京都
愛知県 三重県 広島県 鹿児島県
札幌市 横浜市 名古屋市 堺市 神戸市

〔官庁報告〕

官庁事項
電波監理審議会の審理の開始について（電波監理審議会）
特定保安林の指定について（農林水産省）
特定保安林の指定の解除について（同）

〔資 料〕

機械受注統計調査報告（平成二十一年十月）（実績）（内閣府）
日本と世界の天候（平成二十一年十一月）（速報）（気象庁）

〔地方自治事項〕

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示関係裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係
会社その他

省 令

○厚生労働省令第二号
農林水産省令第二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十四条第一号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十一年十二月二十二日
厚生労働大臣 長妻 昭
農林水産大臣 赤松 広隆

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令
令
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成十一年農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項の表サルの項第二号を次のように改める。

二 インドネシア共和国、ガイアナ協同共和国、カンボジア王国、スリナム共和国、中華人民共和国、フィリピン共和国及びベトナム社会主義共和国
附 則
この省令は、公布の日から施行する。

規 則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。
平成二十一年十二月二十二日
人事院総裁 江利川 毅

人事院規則九一五五―一〇一
人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表沖縄県の項中「八重山郡と那国町字と那国四〇二の二一八」を「八重山郡と那国町字と那国九九九の一」に改める。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行								
(輸入禁止地域) 第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第五十四条第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき、相当下欄に掲げる地域とする。 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="783 161 983 519">指定動物</th><th data-bbox="783 519 983 1106">地域</th></tr> <tr> <td data-bbox="261 161 783 519">イタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、ハクビシン、プレーリー・ドッグ及びヤワゲネズミサル</td><td data-bbox="261 519 783 1106"> すべての地域(試験研究機関又は動物園(感染症を人に感染させるおそれがない施設として厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定したものに限る。)において業として行われる試験若しくは研究又は展示の用に供されるものにあつては、次に掲げる地域を除く。) 一 アメリカ合衆国 二 インドネシア共和国、ガイアナ協同共和国、カンボジア王国、スリナム共和国、中華人民共和国、フィリピン共和国及びベトナム社会主義共和国 </td></tr> </table>	指定動物	地域	イタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、ハクビシン、プレーリー・ドッグ及びヤワゲネズミサル	すべての地域(試験研究機関又は動物園(感染症を人に感染させるおそれがない施設として厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定したものに限る。)において業として行われる試験若しくは研究又は展示の用に供されるものにあつては、次に掲げる地域を除く。) 一 アメリカ合衆国 二 インドネシア共和国、ガイアナ協同共和国、カンボジア王国、スリナム共和国、中華人民共和国、フィリピン共和国及びベトナム社会主義共和国	(輸入禁止地域) 第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第五十四条第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき、相当下欄に掲げる地域とする。 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="783 1106 983 1465">指定動物</th><th data-bbox="783 1465 983 2050">地域</th></tr> <tr> <td data-bbox="261 1106 783 1465">イタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、ハクビシン、プレーリー・ドッグ及びヤワゲネズミサル</td><td data-bbox="261 1465 783 2050"> すべての地域(試験研究機関又は動物園(感染症を人に感染させるおそれがない施設として厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定したものに限る。)において業として行われる試験若しくは研究又は展示の用に供されるものにあつては、次に掲げる地域を除く。) 一 アメリカ合衆国 二 中華人民共和国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、ガイアナ協同共和国、スリナム共和国 </td></tr> </table>	指定動物	地域	イタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、ハクビシン、プレーリー・ドッグ及びヤワゲネズミサル	すべての地域(試験研究機関又は動物園(感染症を人に感染させるおそれがない施設として厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定したものに限る。)において業として行われる試験若しくは研究又は展示の用に供されるものにあつては、次に掲げる地域を除く。) 一 アメリカ合衆国 二 中華人民共和国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、ガイアナ協同共和国、スリナム共和国
指定動物	地域								
イタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、ハクビシン、プレーリー・ドッグ及びヤワゲネズミサル	すべての地域(試験研究機関又は動物園(感染症を人に感染させるおそれがない施設として厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定したものに限る。)において業として行われる試験若しくは研究又は展示の用に供されるものにあつては、次に掲げる地域を除く。) 一 アメリカ合衆国 二 インドネシア共和国、ガイアナ協同共和国、カンボジア王国、スリナム共和国、中華人民共和国、フィリピン共和国及びベトナム社会主義共和国								
指定動物	地域								
イタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、ハクビシン、プレーリー・ドッグ及びヤワゲネズミサル	すべての地域(試験研究機関又は動物園(感染症を人に感染させるおそれがない施設として厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定したものに限る。)において業として行われる試験若しくは研究又は展示の用に供されるものにあつては、次に掲げる地域を除く。) 一 アメリカ合衆国 二 中華人民共和国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、ガイアナ協同共和国、スリナム共和国								